科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
核融合科学技術委員会
フュージョンエネルギー技術開発戦略検討タスクフォース運営規則（案）

令和８年　　月　　日
科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
核融合科学技術委員会
フュージョンエネルギー技術開発戦略検討タスクフォース

（趣旨）

第１条　科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会核融合科学技術委員会（以下「委員会」という。）運営規則第２条に基づき設置する「フュージョンエネルギー技術開発戦略検討タスクフォース」（以下「タスクフォース」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（構成員）

第２条　タスクフォースは、委員会規則第２条に基づき、委員会の主査が指名する委員をもって構成する。

２　タスクフォースには所属する委員（以下「委員」という）のうちから主査を置く。

３　タスクフォースの主査は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

４　委員会の委員は、会議に陪席し議事を傍聴することができる。

（専門グループの設置）

第３条　タスクフォースの主査は、技術戦略の検討を行うため、特定の技術分野または課題ごとに専門グループを設置することができる。

２　専門グループの構成員は、委員の中からタスクフォースの主査が指名する。

３　各専門グループにグループリーダーを置く。

４　グループリーダーは、当該専門グループに属する構成員の内から、タスクフォースの主査が指名する。

５　グループリーダーは、タスクフォースの主査の了解を得たうえで、必要に応じて、専門的知見を有する関係者を専門グループにオブザーバーとして参加させることができる。

（専門グループ）

第４条　専門グループは、所掌事項に関する調査・分析及び検討を行い、その結果をグループリーダーがタスクフォースに報告する。

３　専門グループの運営に関し必要な事項は、グループリーダーが定める。

（議事）

第５条　タスクフォースは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　タスクフォースの主査が必要と認めるときは、委員は、タスクフォースの主査が定める指針に従い、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

３　前項の規定により Web 会議システムを利用した出席は、第１項に規定する出席に含めるものとする。

（会議の公開）

第６条　タスクフォースの会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一　タスクフォースの人事に係る案件

二　行政処分に係る案件

三　前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、タスクフォースにおいて非公開とすることが適当であると認める案件

（資料及び議事録）

第７条　タスクフォースの主査は、会議の議事録を作成し、委員及び関係者に諮った上で、これを公表するものとする。

２　タスクフォースが、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、タスクフォースの主査が委員及び関係者に諮った上で当該部分の議事録を非公表とすることができる。

３　会議資料は、原則として公開する。ただし、前条の各号に掲げる事項に関する資料及び営業上又は技術上の秘密その他公開することが不適当と認められる情報を含む場合は、この限りでない。

（秘密保持）

第８条　委員、委員会の委員、専門グループ構成員及び関係者（以下「委員等」という。）は、タスクフォースにおいて知り得た非公開情報を第三者に漏らしてはならない。

２　前項の義務は、委員等がその地位を離れた後も継続する。

３　タスクフォースの主査は、特に機微性の高い情報について、資料の回収、傍聴制限その他必要な措置を講じることができる。

４　委員等は、会議において取得した未公表の技術情報、事業戦略、知的財産に関する情報を、当該企業の同意なく利用してはならない。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、タスクフォースの議事の手続その他タスクフォースの運営に関し必要な事項は、タスクフォースの主査が定める。